秋田県告示第三百七十四号

植村歯科医

名

佐藤内科医

定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規

指定したので、

同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、

告示

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十八年四月七日

秋

目

次

毎週火・金曜日発行

結核予防法による医療機関の指定 (三八〇・秋田中央 救急病院等でなくなった医療機関 (三七九・医務薬専 生活保護法による医療機関の事業の休止 (三七八・垣 生活保護法による指定医療機関の事業の再開 (三七七 生活保護法による指定医療機関の変更(三七六・福祉 生活保護法による施術者の指定 (三七五・福祉政策調 生活保護法による医療機関の指定 (三七四・福祉政策 祉政策課)..... 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 (三七三 示

> ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。 規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があ

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十八年四月七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の

秋田県告示第三百七十三号

告

示

	所)3	_
7	結核予防法による医療機関の指定 (三八一・由利本荘保健	
\$	所) 3	
‡	公の施設における指定管理者の指定 (三八二・観光課) 3	
	計量法による指定定期検査機関の指定(三八三・計量検定	
	所) 3	
	計量法による指定計量証明検査機関の指定 (三八四・計量	
	検定所)3	
ページ	特定計量器定期検査の実施 (三八五・計量検定所) 3	
	都市計画事業の事業計画の変更の認可(三八六・北秋田地	
	域振興局農林部)5	
	都市計画事業の事業計画の変更の認可(三八七・秋田地域	
福	振興局建設部)5	
1	建築基準法による道路位置の指定(三八八・平鹿地域振興	
策課) 1	局建設部) 5	
課) 2	公 告	
祉政策	土地改良区の定款変更の認可 (山本地域振興局農林部) 6	
2	土地改良区の定款変更の認可 (秋田地域振興局農林部) 6	
七・福	県営土地改良事業計画の決定 (秋田地域振興局農林部) 6	
2	県営土地改良事業計画の決定 (由利地域振興局農林部) 6	
福祉政	県営土地改良事業工事の完了 (由利地域振興局農林部) 6	
3	土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局	
事課) 3	農林部) 6	
央 保 健	土地改良区の定款変更の認可 (仙北地域振興局農林部) 6	

3	選挙管理委員会告示
定(三八一・由利本荘保健	個人演説会を開催することができる施設の指定解除 (三二) … 6
3	公安委員会告示
指定 (三八二・観光課) 3	技能検定員審査 (大型二種・普通二種) (四三・運転免許
の指定(三八三・計量検定	センター) 7
3	教習指導員審査 (大型二種・普通二種) (四四・運転免許
機関の指定(三八四・計量	センター) 7
3	技能検定員審査(大型・普通・大特・大自二・普自二・牽
八五・計量検定所)3	引) (四五・運転免許センター)8
の認可(三八六・北秋田地	教習指導員審査(大型・普通・大特・大自二・普自二・牽
5	引) (四六・運転免許センター)8
の認可(三八七・秋田地域	収用委員会告示
5	収用の裁決手続の開始の決定 (二)9
定(三八八・平鹿地域振興	

称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
医院	植村秀則	由利郡象潟町字三丁目塩越八十七	平成十五年七月三十一日
医院	佐藤敏雄	横手市雄物川町造山字造山百四十五	平成十八年一月三十一日

	10 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	<u>ж</u> те			177		<i>></i> \	A TIX			-10	1700-5
	秋生田				秋生田			い 秋 て 生 田		I		
名	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の秋田県告示第三百七十七号	加賀谷皮膚科医院		名	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の秋田県告示第三百七十六号	佐藤淳/から	名	いて準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条にお秋田県告示第三百七十五号	日本調剤本荘薬局	アイン薬局由利本荘店	そうごう薬局の本荘店	スマイル歯科
称	法律第百四十四号)第五	加賀谷	E2 41 元 元	開设	法律第百四十四号)第五	からだケア	施術所の名称	の規定により、医療扶助法律第百四十四号)第五	取締役日本調剤株式会社	シーズ 代表取締役 株式会社アインファー	代表取締役総合メディカル株式会社	植村秀
開			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	開设者氏名又は名称		温	小		会 社 代 表	収締役 マーマー	ル株式会社	則
設者氏	た 定 のに				定に同に			が を 平二 担	由利	由利	由利	にか
開設者氏名又は名称	ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき.規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開	横手市中央町六番三号	7.	新 生	で、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出	湯沢市字両神百七 八	施術所の所在地	平成十八年四月七日条の二第一号の規定に基づき、告示する。術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、	由利本荘市岩渕下九十八 二	由利本荘市岩渕下六十八 二	由利本荘市岩渕下百番地四	にかほ市象潟町字四丁目塩越二百九十一
所在	号の規定に基づき、告示する。関から事業の再開の届出があ	加賀谷小児科皮膚科医院	变更前	変更	定に基づき、告示する。	あん摩マッコ	業務	がする。				· 九 十一 二
地	8。 平成十八年四月七日	加賀谷皮膚科医院	变更	事項	の 平成十八年四月七日	ん摩マッサー ジ指圧	務の種類	——————————————————————————————————————	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	幽
	月七日		後		月七日	平 成十八						
再開年月日	秋田県知事寺、田、典、城	平成十八年一月一日	<u>5</u>	·	秋田県知事 寺 田 典 城	平成十八年二月二日	指定年月日	秋田県知事寺、田、典、城	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年二月一日	平成十八年二月二日

医療法人 富永皮膚科医院	医療法人 富永皮膚科医院 理事長	大仙市大曲黒瀬町六番三十三 五号	平成十八年二月七日
			-
生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第秋田県告示第三百七十八号	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、生紀県告示第三百七十八号 規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の	告示する。 の届出があ	水田県印事 寺 田 典平成十八年四月七日
名称	開設者氏名又は名称	所在地	Ę
志田内科医院	医療法人 豊和会 理事長		∃

同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。 条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、 秋田県告示第三百七十九号 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第 平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田

典

城

平成十八年四月七日

大館市立扇田病 | 大館市比内町扇田字本道 | 平成十八年四月 称 端七番地 所 在 地 日 救急病院でなく

秋

名

院

秋田県告示第三百八十号

の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、 第一項の規定に基づき、告示する。 結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

局 わかみハー 名 · ト薬 称 |男鹿市払戸字渡部百四番地 号 所 在 地 平成十八年三 月二十八日 指定年月日

秋田県告示第三百八十一号

の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、 第一項の規定に基づき、告示する。 結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項

秋田県知事 寺 田 典 城

池田薬局中央店	名
中央店	称
由利本荘市岩	所
E岩渕下百	在
八 二	地
月二十日平成十八年三	指定年月日

秋田県告示第三百八十二号

ので、 おり秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場の指定管理者を指定した (平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のと 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 平成十八年四月七日 同条例第八条の規定に基づき、公告する。

指定管理者の住所及び名称

指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

城

秋田県知事 寺 田 典

株式会社おが地域振興公社 男鹿市北浦北浦字平岱山一番地

秋田県告示第三百八十三号

九条第二項第一号の規定に基づき、公示する。 り、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第二十条第一項の規定によ 同法第百五十

平成十八年四月七日

指定定期検査機関の名称及び主たる事務所の所在地 社団法人秋田県計量協会 秋田県知事 寺 田 典 城

指定年月日

秋田市川尻若葉町一番五号

平成十八年四月一日

秋田県告示第三百八十四号

百五十九条第二項第五号の規定に基づき、公示する。 より、次のとおり指定計量証明検査機関を指定したので、 計量法 (平成四年法律第五十一号)第百十七条第一項の規定に 、同法第

平成十八年四月七日

指定計量証明検査機関の名称及び主たる事務所の所在地 社団法人秋田県計量協会 秋田県知事 寺 田

秋田市川尻若葉町一番五号

指定年月日

平成十八年四月一日

秋田県告示第三百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定によ

																			FF.	_		+ ıí
				大仙市													検査区域		所	検査を	平成十二	一条第二章
			;	等り及び分銅	非自動はか													食		検査を行う区域、対象	平成十八年四月七日	十一条第二項の規定に基づき、公示する。り、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、
		五月十日日年					平成十八年						平成十八年				検査期日			対象となる特定計量器、秋田県知事		っき、公示する。 ^{具を} 次のとおりt
三十分かけ	ま B で Ξ タ	寺 午 ら 三 前 十 一	三十分か	で	三十分ま 年後三時	三十分かり	F 日 日 会 日 年 日 ま	E ら 3	三十分か	まで	午後四時	から一時	Ī	E S F E	三十分か	F 前 寺	検査時間					る。い実施する
				量器検査所	- - - - -								•				検査場所			期日、時間及び場寺 田 典 城		ので、同法第二
	美 郎 叮									10 13 17	山 比 市											
	美 郎 叮									11 1	上											
日五月二十五	平成十八年		日	五月二十四	<u> </u>			日	五月二十二				五月十一日	平成十八年					E	五三十二十三	平成十八年	
正午 ま で が	三午前十時	まで三時	から一時	まで	時三十分 一分	午前十時	まで世	F から 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	干	上干まで	午前十時	で	三十分ま	ト後三寺	午後一時	で	三十分ま	干参三時	午後一時	まで	時三十分	午 ら 前 十 一
量器検査所	美郷町臨時計									量器検査所	仙北市臨時計											
						構																
						横手市																
						横手市																
六月二十九		日 7 月 -	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		日 ガ 月 二 十	平成十八年	日	六月二十二			日	六月二十一	ア					デ 月 二 日 日	平成十八年			
から九時	まで個別	テから 中後一時	正 f i s で	午 前 九時	まで 円後四時	午後一時	正午まで	から十時	まで	午後四時	三十分か	午後一時	正午まで	から九時		まで 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	から	午後一時	で	三十分ま	から	午前九時
						量器検査所開手																

平成18年 4	·月/日(金曜日) 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	宗 公	和 第1766号
大仙市大曲黒瀬町一番十五 三号申請者の住所及び氏名	平成十八年 一年後一時 で 正午まで で 一年後一時 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	湯沢市 湯沢市 日 正午まで エカミー から エカミー から エカニー から エカニー から エカニー から エカー エーまで アポール から エカー・ カー・ エー・ ア・	平成十八年 午後二時 平成十八年 から 日 まで 三時 まで 三時 おり 日 おり おり おり おり おり おり おり おり おり から 日 から	午 ま午ら三午 正か午 正後 で後 午後 テカー ま 十ま
道	で 時 時 時 	で 時 ま # ま #	寺 時 時 ↓	時 時 が 時 で 時 で
- 路の位置の指定箇所	一 収用の部分	秋田県告示第三百八十六号 第二項において準用する同法 第二項において準用する同法 次のとおり公告する。	中請すること。 一 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようと 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようと 平成十八年五月八日から同年六月三十日まで 平成十八年五月八日から同年六月三十日まで	東成瀬村東成瀬村
道路の延長	から平成二十四年三月三十一日まで名称	秋田県知事 寺 田 典 城平成十八年四月七日 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規利田県告示第三百八十六号	申請すること。 中請すること。 本語ののでは、一次の場合では、一次ののでは、一次ののでは、一分ののでは、一分ののでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分では、一分では、一分では、一分では、一分では、一分では、一分では、一分	六月七日 午後一時 一
道路の幅員	秋田県告示第三百八十八号 東基準法施行規則(昭和二十五年社 の規定により、道路のは でに基づき、公告する。 平成十八年四月七日	(二) (一)		平成二年秋田県告示第二 第七百十六号、平成九年4 第七百十六号、平成九年4 第七百十六号、平成九年4 京東する。 で更する。 で更する。 で更する。 で更する。 で更する。 で更する。 で更する。 であり、都市計画法(昭和四十三年2 なり、都市計画法(昭和四十三年2 なり、都市計画法(昭和四十三年2
指定年月日	秋田県知事 寺 田 典 城東基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項秋田県告示第三百八十八号	変更なし 変更なし 使用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし	大田邸市計画公園事業 5・6・4 太平山ノブート公園 大田邸市計画事業の種類及び名称 秋田県知事 寺 田 典 城 平成十八年四月七日 秋田県知事 寺 田 典 城 水のとおり告示する。 秋田県知事 寺 田 典 城 水田県知事 寺 田 典 城 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	でにより、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規利用県告示第三百八十七号を追加し、秋田県北秋田市米内沢字根小屋深沢、字萩ノ下、字柳原、字冷水岱、字中道岱、字諏根小屋深沢、字萩ノ下、字柳原、字冷水岱、字中道岱、字諏根小屋深沢、字萩ノ下、字柳原、字冷水岱、字中道岱、字諏市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規称田県告示第三百八十七号 本し 「一世別の部分」 「中別の部分」 「中別の第一人ので、同条では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して

三光不動産株式会社 原 守

三十三、三百三十二番三十四、 横手市横山町三百三十二番五、三百三十二番 三百三十二番

三十六・二四メートル

六・〇〇メートル

平成十八年三月二十八日

告

公

の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更につい土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項 て、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典

城

二 八竜町浜口土地改良区 認可年月日 平成十八年三月三十一日 山本町泉八日土地改良区

認可年月日 平成十八年三月三十一日

定に基づき、公告する。 ついて、平成十八年三月二十九日認可したので、同条第三項の規 の規定により、男鹿東部土地改良区から申請があった定款変更に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項

秋田県知事 田 典 城

秋

平成十八年四月七日

項の規定により、秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地佐々木 土地改良事業計画を定めたので、 良英ほか十七人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一 次のとおり縦覧に供する。 同条第五項の規定に基づき、 公

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 曲 城

担い手育成基盤整備事業)計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (左手子地区

二 縦覧期間 縦覧場所 秋田市雄和市民センター 平成十八年四月七日から同年五月九日まで

地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告 夫ほか十四名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土 項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一 由利本荘市岩谷麓字中谷地百七十三番地石井綾

大仙市板見内字弥兵工谷地百六十九番地

横堀字万願寺十八番地

高 大 佐 茂 椋 川 木 木

一 犬 勝 保

志夫夫治

板見内字北畑七十七番地 堀見内字福嶋百二番地の

次のとおり縦覧に供する 平成十八年四月七日

縦覧に供すべき書類の名称

縦覧場所 縦覧期間 由利本荘市役所大内総合支所 平成十八年四月十日から同年五月十日まで

福田字川原道下二十二番地

堀見内字元田茂木二十三番地二 横堀字清水百三十七番地

黒高齊竹

藤村 藤 藤

久美親吾男晴

省 忠

澤橋

次 隆 房

つき、その工事を平成十七年三月二十八日完了したので、土地改県営土地改良事業 (上野新田地区担い手育成基盤整備事業) に 規定に基づき、公告する。 良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の

秋田県知事 寺 田 典 城

板見内字荒巻十三番地

後小

龍

悦 喜

松

小 後

伷

喜

龍

悦

項の規定により、仙北郡横堀土地改良区から次のとおり役員の退 公告する 任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名 退任理事の住所及び氏名 大仙市板見内字弥兵工谷地百六十九番地 横堀字万願寺十八番地 堀見内字下田茂木十六番地二 堀見内字寺村百番地 横堀字福嶋二百三十七番地 堀見内字福嶋百二番地の 福田字穴沢十番地 横堀字清水百三十七番地 横堀字熊本五十四番地 板見内字北畑七十七番地 佐 小 齊 竹 佐 齊 高 大 小 茂 々 木 林 藤 村 藤 藤 橋 川 松 木 勝 吉之助 慧治郎 忠 房 省 秀 丈 夫 親 志

大仙市横堀字福嶋二百三十七番地

横堀字熊本五十四番地

佐 齊

堀見内字寺村百番地

め池等整備事業) 計画書の写し 県営土地改良事業 (樽堤地区た 秋田県知事 田 典 城

平成十八年四月七日 四 Ξ 退任監事の住所及び氏名 大仙市横堀字佐野十一番地 就任監事の住所及び氏名 大仙市堀見内字東谷地村二十二番地 堀見内字東谷地村二十二番地 板見内字荒巻十三番地 横堀字佐野十一番地

の規定により、 について、平成十八年三月三十一日認可したので、同条第三項の 規定に基づき、公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項 仙北市西木土地改良区から申請があった定款変更

秋田県知事 寺 田 典

城

平成十八年四月七日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十二号

とおり指定解除した旨八峰町選挙管理委員会から報告があったの 三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次の 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第 同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

児童館	施設の名称
地八の町	施
	設
森	の
八森字家後十二	所
	在
番	地
平成十八年三月	指定解除年月日

(2)

公 安 委 員 会

告

示

秋田県公安委員会告示第43号

号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1 平成18年4月7日 以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する

秋田県公安委員会委員長 审 羆 加 宍

- (1) 技能検定員審査(大型二種) 技能検定員審査の種類
- (2) 技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所 \exists **猫**日

平成18年5月8日(月)午前9時から正午まで

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センタ

- 技能検定員審査の申請手続
- (1)

(普通)を提示すること。 自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証 検定員(普通二種)を受けようとする者にあっては、普通 許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能 種)を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免 転免許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二 メートルのもの)をちょう付し、秋田県警察本部交通部運 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写

秋

項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、 する者であることを証する書面を添付すること。 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1 被当

(2) 申請書の受付期間及び受付時間 平成18年4月10日(月)から同年4月14日(金)までの

午前8時30分から午後5時までとする

(1)技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者又は技能 免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右 検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、22,050円 (その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を

> 欄の技能検定員審査(大型二種・普通二種)に係る額に掲げ る額を減じた額)とする。

技能検定の実施及び自動車	旅客自動車運	自動車の運転	技能検定員と	番
技能の評価方法に関する知識	転代行業に係る	び採点の技能	運転技能	
技能検定の実施及び自動車の運転	旅客自動車運送事業及び自動車運	運転技能に関する観察及	技能検定員として必要な自動車の	当
能の評価方法に関する知識	転代行業に係る法令その他の知識	能	転技能	
3,300円	2,850円	8,250円	4,750円	技能検定員審査 (大型二種、普通 二種)に係る額

娏 を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査

(2)

痽

(2) 納付方法

G

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話 審査についての問い合わせ先

018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第44号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、 3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1

平成18年4月 |7日

教習指導員審査の種類 秋田県公安委員会委員長 审 輾 加 雲

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
- (2) 教習指導員審査(普通二種)
- 技能検定員審査の期日及び場所
- \bigcirc

平成18年5月8日(月)午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センタ

- 技能検定員審査の申請手続

る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあって 種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、 型二種)を受けようとする者にあっては、大型自動車第二 転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大 メートルのもの)をちょう付し、秋田県警察本部交通部運 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1 、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係

申請書の受付期間及び受付時間 平成18年4月10日(月)から同年4月14日(金)までの 証する書面を添付すること。 査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを 項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審

審查手数料

午前8時30分から午後5時までとする。

(1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習 指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、12,550 額に掲げる額を減じた額)とする 同表右欄の教習指導員審査(大型二種、 査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から 円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審 普通二種)に係る

3 旅客自動車運送事業及び自動車運 転代行業に係る法令その他の知識	2 技能教習に必要な教習の技能	1 教習指導員として必要な自動車の 運転技能	全
2,850円	2,050円	4,900円	教習指導員審査 (大型二種、普通 二種)に係る額

痽

娏 審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ず 審査細目の1及び2に掲げる項目についての

を減ずる。 ての審査を併せて免除されるときは、 審査細目の1、2及び3に掲げる項目につい 11,800円

(2) 納付方法

審査についての問い合わせ先 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付するこ Ň

018-823-7740) 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話

秋田県公安委員会告示第45号

3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第分 平成18年4月7日

技能検定員審査の種類 秋田県公安委員会委員長 軍 쨇 斌 呉

技能検定員審査(大型)

技能検定員審査 (普通)

(2) (1)

- (3) 4 技能検定員審査 (大特) 技能検定員審査(大自二)
- (5) 技能検定員審査(普自二)
- 技能検定員審査(牽引)
- 技能検定員審査開始の期日及び場所
- **猫** 平成18年5月9日(火)午前10時から午後4時まで

(1)

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センタ

(2)

技能検定員審査の申請手続

申請手続

転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類 メートルのもの)をちょう付し、秋田県警察本部交通部運 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写

ω

4

提示すること。 きる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免 の技能検定員審査に用いられる自動車を運転するこ

者であることを証する書面を添付すること あるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する 第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者で 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条

(2)申請書の受付期間及び受付時間

(3) 申請書の提出場所 午前8時30分から午後5時までとする 平成18年4月10日(月)から同年4月14日(金)までの

秋田県警察本部交通部運転

備考

審査手数料 免許センター教習所係 秋田市新屋南浜町12番1号

(1) 技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては、 以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあって 額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通) 20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る いての審査を免除される者であるときは、それぞれ 20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目につ 種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)と についての審査を免除される者であるときは、それぞれ は、14,750円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目 14,750円から同表右欄の技能検定員審査(普通)以外の

自動車教習所に関す	教則の内容となって いる事項	自動車の運転技能に 関する観察力及び採点 方法	技能検定員として必要な自動車の運転技能	· 解 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1,900円	1,900円	6,750円	3,950円	技能検定員審査 (普通)に係る 額
2,200円	2,200円	2,450円	1,450円	技能検定員審査 (普通)以外の 種類の技能検定 員審査に係る額

2

1項 5 技能検定の実施に関 1.950円	がで る法令についての知識
2	

6 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識	5 技能検定の実施に関 する知識	9.24 A TO 1/5 - C 5/7 H HW
2,000円	1,950円	
2,050円	2,100円	

の技能検定員審査を受けようとする者にあって 11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類 査(普通)を受けようとする者にあっては 審査を併せて免除されるときは、技能検定員審 は5,050円を減ずる。 審査細目の1及び2に掲げる項目についての

4,750円を減ずる 検定員審査を受けようとする者にあっては、 円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能 査 (普通)を受けようとする者にあっては4,100 審査を併せて免除されるときは、技能検定員審 審査細目の3及び4に掲げる項目についての

の技能検定員審査を受けようとする者にあって は13,950円を減ずる 19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類 員審査(普通)を受けようとする者にあっては ての審査を併せて免除されるときは、技能検定 審査細目の1から6までに掲げる項目につい

(2) 納付方法

審査についての問い合わせ先 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること

5

018-823-7740) 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話

秋田県公安委員会告示第46号

公告する。 3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1

平成18年4月7日

秋田県公安委員会委員長

审 驟 加 雲

教習指導員審査の種類

(2) 教習指導員審査(普通) (3) 教習指導員審査(大特) (1) 教習指導員審査(大型)

(5) 教習指導員審査(普自二) (4) 教習指導員審査(大自二)

(6) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所 \exists

(2) **盟** 平成18年5月9日(火)午前10時から午後4時まで

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センタ

教習指導員審査の申請手続

きる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示 の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することがで 転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類 メートルのもの)をちょう付し、秋田県警察本部交通部運 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写

秋

者であることを証する書面を添付すること。 あるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する 第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者で 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項

(2) 午前8時30分から午後5時までとする 申請書の受付期間及び受付時間 平成18年4月10日(月)から同年4月14日(金)までの

免許センター教習所係 申請書の提出場所 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転

審查手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては、 の審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円か 減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習 ら同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を 12,150円(その者が次の表の左欄に係る審査細目について

> 掲げる額を減じた額)とする。 指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に れる者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習 者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 指導員審査を受けようとする者にあっては、9,850円(その

		:
1,200円	1,200円	6 教習指導員として必要な教育についての知識
1,300円	1,250円	5 自動車教習所に関する法令についての知識
1,300円	1,250円	4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
1,250円	1,250円	3 学科教習に必要な教 習の技能
1,350円	1,350円	2 技能教習に必要な教習の技能
1,450円	4,100円	 教習指導員として必要な自動車の運転技能
教習指導員審査 (普通)以外の 種類の教習指導 員審査に係る額	教習指導員審査 (普通)に係る 額	番 強 田

円を減ずる。 指導員審査を受けようとする者にあっては4,000 円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習 審査を併せて免除されるときは、教習指導員審 (普通)を受けようとする者にあっては6,350

指導員審査を受けようとする者にあっては、 査(普通)を受けようとする者にあっては2,600 審査を併せて免除されるときは、教習指導員審 2,650円を減ずる. 油 審査細目の4及び5に掲げる項目についての 教習指導員審査(普通)以外の種類の教習

11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類 の教習指導員審査を受けようとする者にあって 員審査 (普通)を受けようとする者にあっては ての審査を併せて免除されるときは、教習指導 審査細目の1から6までに掲げる項目につい

5 018-823-7740)

審査細目の1及び2に掲げる項目についての

備老

は9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

審査についての問い合わせ先 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第二号

の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二 平成十八年四月七日

秋田県収用委員会委員長 豊 祐

起業者の名称 城

秋田県 代表者 秋田県知事 寺 田 典

事業の種類

秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

Ξ

土地所有者の氏名及び住所

四

ただし、

秋田県秋田市川元松丘町五番十六号 一乗院 代表役員 田 村 義 佑

名 住所不明 又は、土地登記簿表題部所有者欄の名義人浅原貞藏外七十二

相続人浅原學治の家督相続人浅原久敏の相続人(別記のとおり) 又は、除籍簿記載戸主浅原貞藏の家督相続人浅原順吉の家督 購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

印

刷

者

松 原 繁 雄秋田市山王七丁目五番二十九号

P100

古紙配合率100%

秋田市山王四丁目一番一号

10